

付 議 第 9 号

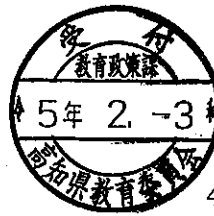
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案に係る
意見聴取に関する議案

令和5年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

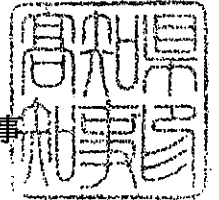
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



4 高政企第 286 号
令和 5 年 2 月 3 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 5 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 7 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 8 令和 5 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 9 令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 10 令和 4 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 11 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第2条第1項第4号中「採用された」を「採用され、若しくは臨時的に任用された」に、「その採用」を「その採用若しくは臨時的任用」に改め、同項第5号中「退職し」を「退職し（臨時的に任用された職員の任期の終了による退職を含む。次条第2項第2号及び第27条において同じ。）」に改め、同項第6号中「以下同じ」を「次号において同じ」に改め、同条第2項中「において「何々地」という場合には」を「における地域区分は」に、「をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうもの」を「とし、外国にあってはこれに準ずる地域」に改める。

第3条第5項中「以下本条」を「次項」に、「取消」を「取消し」に、「すでに」を「既に」に改める。

第4条第1項中「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「すでに」を「既に」に、「第5条第1項若しくは第2項」を「次条第1項若しくは第2項」に改め、同条第4項中「以下」を「以下この条において」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項ただし書中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条第1項中「以下本条」を「以下この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第13条第3項中「県規則」を「規則」に改める。

第14条第1項、第15条及び第16条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改める。

第20条第2項中「前項の規定による」を「同項の規定による」に改める。

第23条及び第24条第1項中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改める。

第26条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条第1号ア中「以下「退

職等の日」を「第35条第1号において「退職等の日」に改める。

第30条、第31条、第32条第1項及び第35条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改める。

第38条第1項中「こえた」を「超えた」に、「こえることとなる」を「超えることとなる」に改める。

第40条の見出しを「（人事委員会規則への委任）」に改め、同条中「実施に関し」を「施行に関し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に臨時的に任用される職員の赴任及び帰住に伴う旅費について適用し、同日前に臨時的に任用された職員の赴任及び帰住に伴う旅費については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、職員の臨時的任用に伴う住居の移転が必要となる状況が発生していることを考慮し、職員の臨時的任用に伴う赴任及び臨時的任用の任期の終了に伴う帰住について、旅費を支給することとしようとするものである。

新 旧 対 照 表

新
職員の旅費に関する条例（抜粋）

旧
職員の旅費に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）並びに職員の遺族に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、費用弁償としての旅費をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

（用語の意義）

4 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3） 略
- （4） 赴任 新たに採用され、若しくは臨時的に任用された職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。）がその採用若しくは臨時的任用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に赴き、又は転任を命ぜられた職員がその転

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）並びに職員の遺族に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、費用弁償としての旅費をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3） 略
- （4） 赴任 新たに採用された職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に赴き、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に

任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に赴くことをいう。

(5) 帰住 職員が退職し（臨時的に任用された職員の任期の終了による退職を含む。次条第2項第2号及び第27条において同じ。）、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例における地域区分は、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）とし、外国にあってはこれに準ずる地域とする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任に伴う住居の移転のため旧居住地から新居住地へ旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給し、又は交通機関の乗車券等を給付する。この場合において乗車券等の給付を行ったときは、当該給付は、当該職員に対し旅費を支給したものとみなす。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、

赴くことをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任に伴う住居の移転のため旧居住地から新居住地へ旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給し、又は交通機関の乗車券等を給付する。この場合において乗車券等の給付を行ったときは、当該給付は、当該職員に対し旅費を支給したものとみなす。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、

当該各号に掲げる者からの請求により、これらの者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が定年、勸奨その他人事委員会が定める事由により退職した場合において、当該職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員

(3) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合（出張のための外国旅行中に本邦で死亡した場合を含む。） 当該職員の遺族

(4)～(7) 略

3 職員が前項第1号又は第6号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会が

当該各号に掲げる者からの請求により、これらの者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が定年、勸奨その他人事委員会が定める事由により退職した場合において、当該職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員

(3) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合（出張のための外国旅行中に本邦で死亡した場合を含む。） 当該職員の遺族

(4)～(7) 略

3 職員が前項第1号又は第6号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員

定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

会が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行なう者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行なわなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

∞

3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 宿泊料は、宿泊を要する旅行について、宿泊料金（食費を除

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 宿泊料は、宿泊を要する旅行について、宿泊料金（食費を除

く。以下同じ。)の実費額により支給する。

7 宿泊諸費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費について1日当たりの定額又は実費額により支給する。

9 略

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、移転雑費、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び外国旅行手当とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。

3 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

4 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。

5 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

6・7 略

(旅費の計算)

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数によ

く。以下同じ。)の実費額により支給する。

7 宿泊諸費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費について1日当たりの定額又は実費額により支給する。

9 略

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、移転雑費、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び外国旅行手当とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。

3 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

4 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。

5 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

6・7 略

(旅費の計算)

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数によ

る。

第9条の2 略

第10条 旅行者が内国の同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊諸費及び旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。次条において同じ。）の額は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在期間を次の各号に区分し、当該各号に掲げる期間にあっては、当該各号に掲げる額を定額から減じた額による。

(1)～(5) 略

2・3 略

第11条・第12条 略

（概算払に係る旅費の精算手続）

第13条 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

2 旅費の支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

3 前2項に規定する期間は、規則で定める。

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合に

る。

第9条の2 略

第10条 旅行者が内国の同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊諸費及び旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。次条において同じ。）の額は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在期間を次の各号に区分し、当該各号に掲げる期間にあっては、当該各号に掲げる額を定額から減じた額による。

(1)～(5) 略

2・3 略

第11条・第12条 略

（概算払に係る旅費の精算手続）

第13条 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

2 旅費の支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

3 前2項に規定する期間は、県規則で定める。

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合に

は、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 公務上の必要により、別に特別車両料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った特別車両料金

(4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道25キロメートル以上のものに該当する場合に支給することができる。

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に支給することができる。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、特別船室料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 乗船に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別船室料金を必要とする船室を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った特別船室料金

(3) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った寝台

は、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 公務上の必要により、別に特別車両料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った特別車両料金

(4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道25キロメートル以上のものに該当する場合に支給することができる。

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に支給することができる。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、特別船室料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 乗船に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別船室料金を必要とする船室を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った特別船室料金

(3) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った寝台

料金

(4) 公務上の必要により、別に座席指定料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った座席指定料金

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び料金による。

(1) 航空機の利用に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った料金

(車賃)

第17条 車賃の額は、交通機関の利用に要する運賃による。

(自家用車の車賃)

第17条の2 職員が旅行命令権者の承認を受けて、自家用車（任命権者が知事に協議して定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、当該自家用車による旅行を第6条第5項の陸路旅行として当該職員に車賃を支給する。

2 前項の規定による車賃の額は、前条の規定にかかわらず、1キロメートルにつき29円とする。

3 第1項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

料金

(4) 公務上の必要により、別に座席指定料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った座席指定料金

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び料金による。

(1) 航空機の利用に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った料金

(車賃)

第17条 車賃の額は、交通機関の利用に要する運賃による。

(自家用車の車賃)

第17条の2 職員が旅行命令権者の承認を受けて、自家用車（任命権者が知事に協議して定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、当該自家用車による旅行を第6条第5項の陸路旅行として当該職員に車賃を支給する。

2 前項の規定による車賃の額は、前条の規定にかかわらず、1キロメートルにつき29円とする。

3 第1項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が宿泊地の区分に応じた別表第1の1の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

(宿泊諸費)

第19条 宿泊諸費の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の1の定額による。

2 宿泊諸費は、水路旅行及び航空旅行については、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費の額は、別表第1の1の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる旅行をした場合には、同項の規定による旅行雑費は支給しない。

(1) 県内の公署に勤務する職員 県内、徳島県、香川県及び愛媛県の地域における旅行

(2) 県外の公署に勤務する職員 当該公署の所在する都府県及び当該都府県に隣接する府県の地域における旅行

3 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に次の各号に掲げる経費を負担した場合には、当該各号に掲げる額を支給し、又は第1項の額に加算して支給する。

(1) 駐車料金 現に支払った額

(2) 有料の道路の料金 現に支払った額

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が宿泊地の区分に応じた別表第1の1の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

(宿泊諸費)

第19条 宿泊諸費の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の1の定額による。

2 宿泊諸費は、水路旅行及び航空旅行については、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費の額は、別表第1の1の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる旅行をした場合には、前項の規定による旅行雑費は支給しない。

(1) 県内の公署に勤務する職員 県内、徳島県、香川県及び愛媛県の地域における旅行

(2) 県外の公署に勤務する職員 当該公署の所在する都府県及び当該都府県に隣接する府県の地域における旅行

3 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に次の各号に掲げる経費を負担した場合には、当該各号に掲げる額を支給し、又は第1項の額に加算して支給する。

(1) 駐車料金 現に支払った額

(2) 有料の道路の料金 現に支払った額

- (3) 任命権者が人事委員会に協議して定める雑費 任命権者が人事委員会に協議して定める額
(移転料)

第21条 移転料の額は、実費額による。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の2の上限額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における別表第1の2の上限額が職員が赴任した際の特表の2の上限額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における同表の2の上限額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号及び次条第3号に規定する期間を延長することができる。
- 4 移転料の実費額が第1項各号に掲げる額を超える場合であって任命権者が知事に協議して定める要件を満たすときにおいては、同項及び第2項の特表第1の2の上限額は、同表の2の備考2の規定によるものとする。

- (3) 任命権者が人事委員会に協議して定める雑費 任命権者が人事委員会に協議して定める額
(移転料)

第21条 移転料の額は、実費額による。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の2の上限額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における別表第1の2の上限額が職員が赴任した際の特表の2の上限額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における同表の2の上限額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号及び次条第3号に規定する期間を延長することができる。
- 4 移転料の実費額が第1項各号に掲げる額を超える場合であって任命権者が知事に協議して定める要件を満たすときにおいては、同項及び第2項の特表第1の2の上限額は、同表の2の備考2の規定によるものとする。

(移転雑費)

第22条 移転雑費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 別表第1の2の定額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び宿泊諸費に相当する額（5夜を超える場合にあっては、5夜分とする。）
- (2) 自ら居住するための住宅を借り受けるために礼金又は仲介手数料（家賃又は敷金に相当するものを除く。以下この号において同じ。）を支払った場合には、当該礼金又は仲介手数料に相当する額（別表第1の2の上限額を限度とする。）

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、次に掲げる額の合計額

(移転雑費)

第22条 移転雑費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 別表第1の2の定額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び宿泊諸費に相当する額（5夜を超える場合にあっては、5夜分とする。）
- (2) 自ら居住するための住宅を借り受けるために礼金又は仲介手数料（家賃又は敷金に相当するものを除く。以下この号において同じ。）を支払った場合には、当該礼金又は仲介手数料に相当する額（別表第1の2の上限額を限度とする。）

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、次に掲げる額の合計額

- ア 第14条から第17条の2までの規定に準じて計算した鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃に相当する額
- イ 宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当（宿泊料及び宿泊諸費に相当する部分に限る。）に相当する額（移転の際の年齢が6歳未満の者にあつては、宿泊諸費、旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。第3項において同じ。）及び着後手当（宿泊諸費に相当する部分に限る。第3項において同じ。）に相当する額については、それぞれその3分の1に相当する額）
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額
- 2 前項第2号の規定に該当する場合には、同項第1号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前項の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることはできない。
- 3 第1項第1号イの規定により宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当に相当する額のそれぞれの額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前3項の規定を適用する。

- ア 第14条から第17条の2までの規定に準じて計算した鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃に相当する額
- イ 宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当（宿泊料及び宿泊諸費に相当する部分に限る。）に相当する額（移転の際の年齢が6歳未満の者にあつては、宿泊諸費、旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。第3項において同じ。）及び着後手当（宿泊諸費に相当する部分に限る。第3項において同じ。）に相当する額については、それぞれその3分の1に相当する額）
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額
- 2 前項第2号の規定に該当する場合には、同項第1号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前項の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることはできない。
- 3 第1項第1号イの規定により宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当に相当する額のそれぞれの額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前3項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日(第35条第1号において「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、前号の規定に準じて計算した旅費

(帰住者の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が退職した日を赴任を命ぜられた日とみなして、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの旅費とする。

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、遺族の居住地から職員の死亡地までの往復に要した旅費(職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員が死亡地又は新居住地となるべき地から当該職員の帰住地まで旅行したものとみなして、赴任の例に準じて計算した旅費を加算する。)とする。

2・3 略

4 前3項に掲げる旅費の支給を受ける遺族は2人以内(赴任の例

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、前号の規定に準じて計算した旅費

(帰住者の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が退職した日を赴任を命ぜられた日とみなして、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの旅費とする。

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、遺族の居住地から職員の死亡地までの往復に要した旅費(職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員が死亡地又は新居住地となるべき地から当該職員の帰住地まで旅行したものとみなして、赴任の例に準じて計算した旅費を加算する。)とする。

2・3 略

4 前3項に掲げる旅費の支給を受ける遺族は2人以内(赴任の例

に準じて計算した旅費にあつては、1人)とし、その順位は第2条第1項第7号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときには、年長者を先にする。

(鉄道賃)

第30条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

(1)～(3) 略

(船賃)

第31条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

(1)～(3) 略

(航空賃及び車賃)

第32条 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

(1)・(2) 略

2 略

(退職者等の旅費)

第35条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費

(2) 略

(旅費の調整)

に準じて計算した旅費にあつては、1人)とし、その順位は第2条第1項第7号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときには、年長者を先にする。

(鉄道賃)

第30条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

(1)～(3) 略

(船賃)

第31条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

(1)～(3) 略

(航空賃及び車賃)

第32条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

(1)・(2) 略

2 略

(退職者等の旅費)

第35条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費

(2) 略

(旅費の調整)

第38条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(人事委員会規則への委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1（第18条－第23条関係）

内国旅行の旅費

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額			宿泊諸費（1夜につき）			旅行雑費 （1日につき）
	都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	
金額	10,000 円	8,100 円	7,300 円	3,400 円	2,800 円	2,500 円	500 円

備考 1 甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1において甲地方とされている地域（都の特別区である地域を除く。）を、乙地方とは都の特

第38条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(実施規定)

第40条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1（第18条－第23条関係）

内国旅行の旅費

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額			宿泊諸費（1夜につき）			旅行雑費 （1日につき）
	都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	
金額	10,000 円	8,100 円	7,300 円	3,400 円	2,800 円	2,500 円	500 円

備考 1 甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1において甲地方とされている地域（都の特別区である地域を除く。）を、乙地方とは都の特

別区及び甲地方である地域以外の地域をいう。

- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊諸費の額は、乙地方につき定める定額とする。
- 3 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

2 移転料、移転雑費及び着後手当

区分	移転料の上限額										移転雑費	第23条第2号の規定による着後手当の上限額
	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上	陸路2,000キロメートル以上		
金額	円 140,000	円 160,500	円 184,500	円 228,000	円 374,000	円 496,000	円 522,000	円 558,000	円 648,000	円 20,000	円 55,000	

- 備考 1 移転料に係る路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。
- 2 第21条第4項に規定する場合における移転料の上限額に

別区及び甲地方である地域以外の地域をいう。

- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊諸費の額は、乙地方につき定める定額とする。
- 3 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

2 移転料、移転雑費及び着後手当

区分	移転料の上限額										移転雑費	第23条第2号の規定による着後手当の上限額
	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上	陸路2,000キロメートル以上		
金額	円 140,000	円 160,500	円 184,500	円 228,000	円 374,000	円 496,000	円 522,000	円 558,000	円 648,000	円 20,000	円 55,000	

- 備考 1 移転料に係る路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。
- 2 第21条第4項に規定する場合における移転料の上限額に

については、「140,000」とあるのは「280,000」と、「160,500」とあるのは「321,000」と、「184,500」とあるのは「369,000」と、「228,000」とあるのは「456,000」と、「374,000」とあるのは「561,000」と、「496,000」とあるのは「744,000」と、「522,000」とあるのは「783,000」と、「558,000」とあるのは「837,000」と、「648,000」とあるのは「972,000」とする。

については、「140,000」とあるのは「280,000」と、「160,500」とあるのは「321,000」と、「184,500」とあるのは「369,000」と、「228,000」とあるのは「456,000」と、「374,000」とあるのは「561,000」と、「496,000」とあるのは「744,000」と、「522,000」とあるのは「783,000」と、「558,000」とあるのは「837,000」と、「648,000」とあるのは「972,000」とする。

《条例議案の概要》

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、職員の臨時的任用に伴い、住居の移転を要する状況が発生していることを考慮し、職員の臨時的任用に伴う赴任について、旅費を支給することとしようとするものである。

2 主な改正の内容

- (1) 赴任旅費の支給対象者に臨時的任用職員を追加（第2条第1項第4号）
現在、正規職員（任期付き職員を含む。）のみを支給対象としている赴任旅費について、臨時的任用職員を支給対象とするよう改める。
- (2) 帰住旅費の支給対象者に臨時的任用職員を追加（第2条第2項第2号）
職員が退職した場合等に、職員やその家族が退職後の生活の根拠地に赴く際の旅費である「帰住旅費」についても、臨時的任用職員を支給対象とするよう改める。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 経過措置
この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に臨時的に任用される職員の赴任及び帰住に伴う旅費について適用し、同日前に臨時的に任用された職員の赴任及び帰住に伴う旅費については、なお従前の例による。